

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規 則	ページ
○北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則..... (出納局総務課)	21
告 示	
○有害興行の指定..... (生活文化・青少年室)	21
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	22
○土地改良事業の工事の完了の届出..... (農業施設管理課)	22
○漁港区域に係る海岸保全区域の指定の一部改正..... (漁港漁村課)	22
○建設業者に対する監督処分..... (建設情報課)	23
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	23
○急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防災課)	24
札幌医科大学告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	24
道警察本部告示	
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正(2件).....	24

規 則

北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年12月16日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第133号
北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則
北海道建設工事執行規則(昭和39年北海道規則第60号)の一部を次のように改正する。
別記建設工事請負標準契約書式第40条第2項(B)中「第6条第1項若しくは第2項」を「第5条第1項若しくは第2項」に改め、同項の注の事項中「第87条第1項」を「第94条第1項」に改め、同書式第43条の2第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。

(2) 乙が独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金の納付命令を受け、かつ、当該納付命令が同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。
別記建設工事請負標準契約書式第43条の2第4号中「使用人」の次に「を含む。」を加え、「刑法」を「独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。)に規定する刑又は刑法」に、「又は第198条」を「若しくは第198条」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 乙が、独占禁止法第66条に規定する審決(同条第3項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。)を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
別記建設工事請負標準契約書式第46条の2第1項中「から第3号まで」を「、第3号及び第4号」に、「審決」を「排除措置命令又は審決」に改める。

附 則

この規則は、平成18年1月4日から施行する。ただし、別記建設工事請負標準契約書式第40条第2項(B)及び同項の注の事項の改正規定は、平成18年3月1日から施行する。

告 示

北海道告示第916号

北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成17年12月16日

北海道知事 高橋 はるみ

興行の種別	興 行 の 題 名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映 画	巨乳な姉妹 ～谷間に吸いつけ～	オービー映画	全 部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	痴女女医さん 男の壺飼育	新日本映像		
同	脳内SEX 老人と欲求不満妻	同		
同	喪服レスビアン 恥母と未亡人	同		
同	べんり屋熟女 ～変態性癖24時～	オービー映画		
同	ロリ色の誘惑 させたがり	新東宝映画		
同	新日本映像ニュース(痴女女医さん 男の壺飼育)	新日本映像		
同	新日本映像ニュース(脳内SEX 老人と欲求不満妻)	同		
同	新日本映像ニュース(喪服レスビアン 恥母と未亡人)	同		

北海道告示第917号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成17年12月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年12月16日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
総進田浦北	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、暗きょ） 水田農業経営確立排水対策特別（農業用排水）	北海道空知支庁 北海道胆振支庁

北海道告示第918号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、乙部町の行う土地改良（大地谷地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農道））事業の工事を平成17年10月20日に完了した旨の届出があった。

平成17年12月16日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第919号

昭和39年北海道告示第488号（漁港区域に係る海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道水産林務部漁港漁村課及び北海道檜山支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成17年12月16日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道後志檜山沿岸上浦漁港海岸保全区域の事項を次のように改める。

北海道後志檜山沿岸上浦漁港海岸保全区域

市町村名	海岸保全区域
久遠郡 せたな町	指定の区域

1 点の位置

- 基点 1 北海道久遠郡せたな町大成区上浦278番地2東角（原点1）から313度の方向30メートルの点
- 2 1から127度の方向20メートルの点
- 3 2から114度の方向50メートルの点
- 4 3から82度の方向279メートルの点
- 5 4から155度の方向8メートルの点
- 6 5から200度の方向4メートルの点
- 7 北海道久遠郡せたな町大成区上浦93番地2南西角（原点2）から196度の方向34メートルの点
- 8 7から20度の方向5メートルの点
- 9 8から103度の方向6メートルの点
- 10 9から73度の方向10メートルの点
- 11 10から131度の方向78メートルの点
- 12 11から143度の方向52メートルの点
- 13 12から167度の方向62メートルの点
- 14 北海道久遠郡せたな町大成区上浦15番地2南西角（原点3）から135度の方向31メートルの点
- 15 14から157度の方向161メートルの点
- 16 15から175度の方向136メートルの点
- 17 16から151度の方向116メートルの点
- 18 17から180度の方向94メートルの点
- 19 18から69度の方向94メートルの点
- 20 北海道久遠郡せたな町大成区都41番地の南東角（原点4）から286度の方向17メートルの点
- 21 20から94度の方向59メートルの点
- 22 21から112度の方向148メートルの点
- 補助点 1の1 1から228度の方向230メートルの点
- 3の1 3から216度の方向219メートルの点
- 6の1 6から200度の方向175メートルの点
- 7の1 7から200度の方向35メートルの点
- 11の1 11から260度の方向56メートルの点
- 13の1 13から246度の方向41メートルの点
- 14の1 14から238度の方向64メートルの点
- 18の1 18から203度の方向93メートルの点

- 19の1 19から157度の方向54メートルの点
- 20の1 20から175度の方向64メートルの点
- 21の1 21から172度の方向54メートルの点
- 22の1 22から191度の方向63メートルの点

2 区 域

- 上浦西地区海岸 1、2、3、4、5、6、6の1、3の1、1の1及び1の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域及び7、8、9、10、11、12、13、13の1、11の1、7の1及び7の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域
- 上浦東地区海岸 14、15、16、17、18、19、19の1、18の1、14の1及び14の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域
- 都 地 区 海 岸 20、21、22、22の1、21の1、20の1及び20の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域

北海道告示第920号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり廃業等の届出のあった建設業の許可を取り消した。

「次のとおり」は、省略し、その住所等は北海道建設部建設管理室建設情報課に備え置いて縦覧に供する。

平成17年12月16日

北海道知事 高橋 はるみ

1 許可の全部廃業

商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日
都市衛生設備興業株式会社	般・特-13 石第602号	平成17.11. 2
株式会社 テクタ	般-16 石第18704号	同 17.11. 7
大西電気工業株式会社	般-14 石第2156号	同 17.11. 9
株式会社 エスイ	般-13 石第15240号	同 17.11.10
株式会社 ラインエス	般-15 石第16211号	同 17.11.15
有限会社 大日本防蝕	般-13 石第17469号	同 17.11.24
株式会社 アースワーク	般-15 石第16092号	同 17.11.28
札幌建設工業株式会社	般-12 石第10701号	同
函館木工品制作販売有限会社	般-12 渡第1767号	同 17.11.16
島村建設	般-12 渡第2396号	同 17.11.22
有限会社 波柴建設	般-12 檜第10号	同 17.11.16
成田建設有限会社	般-14 檜第127号	同 17.11.24

合名会社 マルコー住設	般-13 後第109号	同 17.11. 4
有限会社 信和電気商会	般-16 後第598号	同 17.11.14
石川土建開発株式会社	般-16 空第575号	同 17.11.21
石川土建開発株式会社	特-14 空第575号	同
昭建機株式会社	般-16 空第1051号	同 17.11.28
株式会社 戸田土木	般-12 上第4003号	同 17.11. 8
有限会社 上野内装工業	般-13 網第2563号	同 17.11. 2
工藤組	般-14 網第2278号	同
氣田建設	般-14 網第627号	同
株式会社 坂野工業	般-17 網第1906号	同 17.11.16
株式会社 ケ工ス	般-14 網第416号	同
日照電気工事株式会社	般-14 胆第530号	同 17.11. 8
株式会社 カナテック	般-15 胆第4326号	同 17.11.15
株式会社 蝶名林組	般-13 胆第429号	同 17.11.17
有限会社 村上左官工業所	般-13 十第2063号	同 17.11.15
有限会社 阿寒家具センター	般-12 釧第1523号	同 17.11.25

2 許可の一部廃業

商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日
株式会社 米塚建設	般・特-12 石第224号	平成17.11. 1
株式会社 オオウラ	般-12 石第7816号	同 17.11. 7
金子建設株式会社	特-12 上第261号	同 17.11. 6
株式会社 テクノストラクション	般-16 宗第779号	同 17.11.10
株式会社 丸勝	般-12 宗第494号	同 17.11. 7
有限会社 オビキン	般-12 十第3014号	同 17.11.28

北海道告示第921号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年12月16日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 岩内洞爺線	岩内郡共和町老古美159番12地先から 岩内郡共和町老古美159番6地先まで	平成17.12.20

道道	老古美小沢停車場線	岩内郡共和町国富1926番1地先から 岩内郡共和町国富1926番1地先まで	平成17.12.16
道道	老古美小沢停車場線	岩内郡共和町国富2088番1地先から 岩内郡共和町国富2035番1地先まで	同
道道	老古美小沢停車場線	岩内郡共和町小沢2084番地先から 岩内郡共和町小沢2083番1地先まで	同
道道	茅沼鉦山泊線	古宇郡泊村大字茅沼村532番1地先から 古宇郡泊村大字茅沼村714番1地先まで	同 17.12.20

北海道告示第922号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年12月16日

北海道知事 高橋 はるみ

大成花歌その2急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱3号までを順次に結んだ線及び標柱1号と標柱3号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡	町	区	地番	標柱
久遠郡	せたな町	大成区花歌	184番1地先	1、2
同	同	同	174番地先	3

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第83号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成17年12月16日

札幌医科大学長 今井 浩三

- 落札に係る物品等の名称及び数量
重油JIS1種1号(第5期調達分) 調達予定数量 336,000ℓ
- 落札を決定した日
平成17年11月22日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 アヅマ石油荷役サービス株式会社
(2) 住所 札幌市西区西野2条7丁目1番6号

- 落札金額
重油JIS1種1号 49.18円(1ℓ当たりの単価)
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成17年2月15日付け札幌医科大学告示第24号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 札幌医科大学事務局管財課
(2) 所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第186号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区(昭和43年北海道警察本部告示第23号)の一部を次のように改正し、平成17年12月17日から施行する。

平成17年12月16日

北海道警察本部長 樋口 建史

別表札幌方面俱知安警察署の項中

「

留寿都	同 留寿都 村字留寿都	を	留寿都	同 留寿都 村字留寿都5 番地1	に改める。
-----	----------------	---	-----	------------------------	-------

」

北海道警察本部告示第187号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区(昭和43年北海道警察本部告示第23号)の一部を次のように改正し、平成17年12月19日から施行する。

平成17年12月16日

北海道警察本部長 樋口 建史

別表釧路方面釧路警察署の項中

「

富士見	同 富士見 1丁目1番9 号	同 富士見1丁目から3丁目まで、 浦見1丁目から8丁目まで、宮本1丁 目及び2丁目、弥生1丁目、南大通及 び大町の2丁目から8丁目まで、入船 3丁目から7丁目まで、幣舞町、柏木 町、千代ノ浦並びに港町
-----	----------------------	---

」

城 山			同 城山 1 丁目 118 番 3 号	同 城山、鶴ヶ岳及び住吉の 1 丁目 及び 2 丁目、緑ヶ岡 1 丁目、大川町 の一部（1 番（29 号から 33 号を除く。）及 び 3 番から 8 番まで）千歳町、材木町 の一部（1 番から 15 番まで）並びに春 湖台
ぬさまい 橋			同 北大通 1 丁目 1 番 1	同 北大通 1 丁目から 8 丁目まで、 錦町 2 丁目から 5 丁目まで、未広町 1 丁目から 3 丁目まで、黒金町 6 丁目 から 8 丁目まで、幸町及び浪花町の 3 丁 目から 8 丁目まで、南浜町の一部（1 番から 5 番まで）大町 1 丁目、南大通 1 丁目並びに大川町の一部（1 番 29 号 から 33 号まで及び 2 番）
栄 町			同 栄町 6 丁目 9 番 1	同 栄町 1 丁目から 9 丁目まで、川 上町 2 丁目から 10 丁目まで、未広町 4 丁目から 9 丁目まで及び旭町

を
「

富 士 見			同 富士見 1 丁目 1 番 9 号	同 富士見 1 丁目から 3 丁目まで、 浦見 1 丁目から 8 丁目まで、宮本 1 丁 目及び 2 丁目、弥生 1 丁目、南大通及 び大町の 1 丁目から 8 丁目まで、入船 3 丁目から 7 丁目まで、幣舞町、柏木 町、千代ノ浦並びに港町
城 山			同 城山 1 丁目 118 番 3 号	同 城山、鶴ヶ岳及び住吉の 1 丁目 及び 2 丁目、緑ヶ岡 1 丁目、大川町、 千歳町、材木町の一部（1 番から 15 番 まで）並びに春湖台
栄 町			同 栄町 6 丁目 9 番 1	同 北大通 1 丁目から 8 丁目まで、 錦町 2 丁目から 5 丁目まで、黒金町 6 丁目から 8 丁目まで、栄町及び未広町 の 1 丁目から 9 丁目まで、川上町 2 丁 目から 10 丁目まで、幸町及び浪花町の 3 丁目から 8 丁目まで、旭町、南浜町 の一部（1 番から 5 番まで）

に、

鳥 取			同 鳥取大 通 2 丁目 2 番 57 号	同 鳥取大通 1 丁目から 6 丁目ま で、鳥取南 2 丁目から 6 丁目まで、鳥 取北 3 丁目から 5 丁目まで、新富士 1 丁目から 6 丁目まで、西港 1 丁目から 4 丁目まで、昭新北 1 丁目から北 3 丁 目まで、昭和中央 1 丁目から 6 丁目ま で、昭城南 3 丁目から 6 丁目まで、昭 和町 1 丁目から 4 丁目まで、昭和、安 原、北園 1 丁目及び北園
-----	--	--	-----------------------------	---

を

鳥 取			同 鳥取大 通 2 丁目 2 番 57 号	同 鳥取大通 1 丁目から 6 丁目ま で、鳥取南 2 丁目から 6 丁目まで、鳥 取北 3 丁目から 5 丁目まで、新富士 1 丁目から 6 丁目まで、西港 1 丁目から 4 丁目まで
昭 和			同 昭和南 5 丁目 33 番 17 号	同 昭新北 1 丁目から 3 丁目まで、 昭和中央 1 丁目から 6 丁目まで、昭和 南 3 丁目から 6 丁目まで、昭和町 1 丁 目から 4 丁目まで、昭和、安原、北園 1 丁目及び北園

に、

音 別	釧路市音別町 中園 1 丁目 115 番地
-----	-----------------------------

を

音 別	釧路市音別町 中園 1 丁目 155 番地
-----	-----------------------------

に改める。

